

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について

令和7年5月29日
大通達甲（人少）第9号ほか
生活安全部長等から生活安全
部人身安全・少年課長、各警
察署長宛て

（概要）

この通達は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者並びに刑法（明治40年法律第45号）第25条の2第1項の規定により保護観察に付されている者及び刑法第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）第4条第1項の規定により保護観察に付されている者に関する措置について定めたものである。